

令和元年度第1回

北海道環境審議会循環型社会推進部会

議 事 録

日 時：令和元年（2019年）7月24日（水）午後1時30分
場 所：か での 2 ・ 7 1 0 4 0 会 議 室

1. 開 会

○事務局（八川主幹） 定刻となりましたので、ただいまより、令和元年度第1回北海道環境審議会循環型社会推進部会を開催いたします。

2. 挨拶

○事務局（八川主幹） 開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課長の梶川よりご挨拶申し上げます。

○梶川循環型社会推進課長 本日は、ご多忙の中を令和元年度第1回北海道環境審議会循環型社会推進部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この部会でございますが、北海道らしい循環型社会の形成に向けた総合的な計画といたしまして、全国に先駆けて策定いたしました北海道循環型社会推進基本計画の審議を行うため、平成16年度に、北海道環境審議会に常設部会として設置されたものでございます。

以来、産業廃棄物に関します経済手法のあり方や制度のあり方、さらには、本日の議事にもございます循環型社会形成推進条例に基づきます北海道循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理法に基づきます北海道廃棄物処理計画の策定などについてご審議をいただいているところでございます。

循環基本計画につきましては、本年5月に開催されました環境審議会におきまして諮問し、本部会に審議を付託されておりますが、廃棄物処理計画につきましては、部会の指定事項でありますことから、本部会において道から諮問し、審議をしていただくことになってございます。

本日は、部会長の選出の後、処理計画の諮問をさせていただき、まずは、この二つの計画の見直し等に係る諮問の趣旨や計画の体系、見直し等の主な要因、今後のスケジュールなどを説明させていただきたいと考えてございます。

その後、計画の達成状況などについて説明をさせていただき、それらを踏まえまして、次期計画策定のポイントを審議していただくこととしておりますので、よろしく願いをいたします。

○事務局（八川主幹） 本日は第1回目の部会でありますので、部会長を選出していただくまでの間、梶川課長より議事を進行させていただきます。

また、この部会は公開であり、議事録についても発言者のお名前を載せた形で、後日、皆様にご確認いただいた後、道のホームページに公表することとしておりますので、あらかじめお知らせいたします。

では、梶川課長、進行をよろしくお願いいたします。

3. 部会委員紹介

○事務局（梶川循環型社会推進課長） それでは、部会長選出までの間、議事を進めさせていただきます。

まず初めに、各委員のご紹介をさせていただきたいと思います。

配席は五十音順とさせていただきました。

まず、私の右手の奥側からご紹介をさせていただきます。

独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センター環境保全部主査の阿賀裕英専門委員でございます。

NPO法人環境り・ふれんず代表理事の石塚祐江専門委員でございます。

旭川市環境部廃棄物政策課長の小池享司専門委員でございます。

北海道経済連合会常務理事の小林良輔委員でございます。

続きまして、私の左手、北海道大学大学院工学研究院准教授の東條安匡委員でございます。

公益社団法人北海道産業資源循環協会副会長の古谷和之専門委員でございます。

北海道消費者協会専務理事の矢島収委員でございます。

本日は、部会委員総数7名全員のご出席をいただいております。当部会は、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項に規定する部会の成立要件を満たしておりますので、その旨をご報告させていただきます。

それでは、議事に入らせていただく前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○事務局（磯崎主査） 北海道庁循環型社会推進課の磯崎と申します。本日はよろしくお願いたします。

本日お配りいたしました資料は、次第、配席図、出席者名簿のほか、資料1が北海道環境審議会循環型社会推進部会委員名簿、資料2が諮問文（写）、北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）の策定について、資料3-1が諮問の趣旨等について、資料3-2が北海道循環型社会形成基本計画の位置づけ、資料3-3が現計画からの改正に係る主な要因、資料3-4が今後のスケジュール（予定）、資料4-1が計画の概要、資料4-2が達成状況一覧表、資料4-3が北海道循環型社会形成推進基本計画の現状と課題（第2次計画の策定に向けて）、資料5は北海道廃棄物処理計画（第5次）関係の資料で、資料5-1が計画の概要、資料5-2が達成状況一覧表でございます。

また、その他資料といたしまして、冊子が2冊ございまして、現計画である北海道循環型社会形成推進基本計画（改訂版）の冊子版、それから、北海道廃棄物処理計画（第4次）の冊子版をお配りしています。それから、本日は詳しい説明は行いませんけれども、参考資料としまして、関係する国の計画を四つほどご用意しております。国の循環型社会形成推進基本計画の概要、国の廃棄物処理法に基づく基本方針、国の廃棄物処理施設整備計画の概要、最後に、国のプラスチック資源循環戦略の概要です。

以上の資料をお手元に配付しておりますが、不足などがございましたら事務局までお知らせください。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） それでは、議事（1）の部会長の選出についてでございます。

北海道環境審議会条例施行規則によりまして、部会長は、部会に属する委員のうちから互選するとされております。委員の皆様からご意見を頂戴できればと思いますが、いかがですか。

○石塚専門委員 東條委員を部会長になっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） ただいま、石塚委員から東條委員が適任ではないかとのご意見をいただきましたが、異議等はございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 異議なしということでございますので、部会長には、東條委員を選出させていただきます。

それでは、東條委員は部会長席にお移り願います。

〔部会長は所定の席に着く〕

○事務局（梶川循環型社会推進課長） それでは、東條部会長から就任のご挨拶をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○東條部会長 東條です。よろしくお願ひします。

時間が限られている審議ですので、速やかな議事進行にご協力いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） ありがとうございます。

以降の進行につきましては、東條部会長にお願ひいたします。

4. 議 事

○東條部会長 それでは、早速、議事を進めます。

その前に、運営要綱により、部会長に何か事故があったときに、部会の進行を代行するという意味で、部会長代理を指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。

部会長代理には、古谷専門委員にぜひお願ひいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続き、議事を進めます。

議事（2）は、北海道廃棄物処理計画（第5次）の策定についてです。

本件は環境審議会への諮問ですが、道の規定により、循環部会へ付託されたものとみなされるものですので、ここでお受けしたいと思ひます。

なお、循環型社会形成推進基本計画（第2次）の策定については、5月に環境審議会に諮問され、その日に本部会へ付託されたこととなっております。

諮問文はお手元のとおりです。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 北海道廃棄物処理計画（第5次）の策定について。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第3項の規定に基づき、北海道廃棄物処

理計画（第5次）の策定について諮問をいたします。

なお、諮問の理由等につきましては、後ほど、事務局からご説明をさせていただきます。
よろしくお願いたします。

○東條部会長 お受けいたしましたので、各委員に配付をお願いいたします。

それでは、諮問の趣旨等について説明願います。

○事務局（八川主幹） 事務局の循環型社会推進課の八川と申します。よろしくお願いたします。

資料3-1から3-4により、基本計画、処理計画の共通部分などについて、趣旨も含めて一括して説明させていただきます。

まず、資料3-1をごらんください。

北海道循環型社会形成推進基本計画についてであります。道では、北海道循環型社会形成の推進に関する条例に基づき、平成22年4月に、北海道循環型社会形成推進基本計画を策定し、北海道らしい循環型社会の形成に向けた取り組みを推進してきており、計画の中間年度である平成26年には、本計画を実効性のあるものとして推進するため、この目標の達成状況の検証結果のほか、法制度や社会経済情勢等の変化を踏まえ、見直しを行ってきたところでございます。

計画期間は、平成22年度からおおむね10年間となっておりますことから、本年度、現計画の目標の達成状況、法制度や社会経済情勢等の変化を踏まえ、次期計画を策定するものです。

次に、北海道廃棄物処理計画についてであります。道では、廃棄物処理法に基づき、国の基本方針に則して北海道廃棄物処理計画を策定し、道内の廃棄物の減量や適正処理に向けた取り組みを推進していますが、現計画が令和2年、2020年3月に期間満了となることから、後継計画を策定するものです。

以上が諮問の趣旨でございます。

引き続き、めくっていただきまして、資料3-2をごらんください。

この図は、北海道循環型社会形成推進基本計画、以下、循環基本計画と略します。これと北海道廃棄物処理計画、これも廃棄物処理計画と略させていただきますが、これらに係る法や条例等の体系を示しております。

循環基本計画は、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針として、図の一番下の真ん中に示しております。

本計画は、図の右上、北海道環境基本条例の左下に示す道の循環型社会形成の制度的枠組みである北海道循環型社会形成推進条例に基づくものであり、さらに、図の右側の真ん中あたりの北海道環境基本計画における循環型社会の構築・実現に係る個別計画として位置づけられているものでございます。

また、この計画は、右下の環境生活部所管の北海道バイオマス活用推進計画や経済部所管の北海道環境産業振興戦略とも連携するものであり、全庁的にさまざまな切り口から循

環型社会形成に向けた取り組みを進めているところでございます。

廃棄物処理計画については、図の一番下の左側に示しております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくもので、循環基本計画の廃棄物処理分野に係る個別計画として位置づけられているものでございます。

続いて、資料3-3をごらんください。

現計画からの改正に係る主な要因を示してございます。

まず、循環基本計画については、現計画の達成状況等を踏まえ、新計画の新たな計画期間の目標値の設定が必要であること。この達成状況については、後ほど資料4-2で現状を説明させていただきます。

それから、国の第4次循環型社会形成推進基本計画が策定されたこと。同計画の概要につきましては、参考資料として添付してございます。

そして、国のプラスチック資源循環戦略が策定されたこと。同戦略の概要も同様に、参考資料として添付してございます。

最後に、廃棄物処理計画が計画期間満了に伴い改訂を行うということで、これらが主な要因でございます。

廃棄物処理計画につきましては、計画期間が満了になることが挙げられますが、この達成状況については、後ほど、資料5-2で現状を説明させていただきます。

それから、循環基本計画の次期計画が策定されること。国のプラスチック資源循環戦略が策定されたこと。廃棄物処理法に基づく国の基本方針が変更されたこと。そして、この基本方針に則して国の廃棄物処理施設整備計画が作成されたことなどがございます。同方針・計画につきましては、参考資料として添付してございます。

以上が主な要因でございます。

続きまして、資料3-4をごらんください。

今後のスケジュールでございます。

部会は、本日のほか、9月下旬と1月下旬の計3回の開催を予定してございます。本日の第1回目は、見直し等の内容についてご審議をお願いします。本日のご意見を踏まえて、事務局で素案を策定させていただきます。

第2回は、素案についてご審議をいただきます。開催前に素案を各委員にお送りし、お目通しをいただいた上で審議をお願いすることを予定しております。

なお、いただいたご意見の反映結果については、スケジュール上、会議を開催するタイミングに合わせるのが非常に難しいことから、部長と皆様に電子メール等でご相談しながら作業を進めさせていただくこととし、最終的には書類によるご確認をお願いしたいと考えております。

ご確認いただいたものについて、年内にパブリックコメントや関係団体などへ意見を照会することを予定しています。

最後の第3回は、パブコメ等を踏まえた案についてご審議をいただきます。

基本計画につきましては、第3回の審議結果を踏まえて答申案を作成し、年明けに開催を調整している環境審議会に報告し、答申いただくことを目指してございます。

処理計画については、部会の決議をもって審議会の決議とみなされ、答申をいただいたこととなりますので、可能であれば会議当日に決議いただくことを目指してございます。

大変タイトなスケジュールで本当に恐縮でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○東條部会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明についてご質問、ご確認等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○東條部会長 なければ、次の議事(3)北海道循環型社会形成推進基本計画(第2次)の策定について、事務局からご説明願います。

○事務局(八川主幹) それでは、北海道循環型社会形成推進基本計画(第2次)の策定についてご説明申し上げます。

資料4-1をごらんください。

現行の計画の構成や内容を章立てで示してございますので、こちらに沿って要点のみご説明いたします。

第1章の計画策定の趣旨等では、策定の趣旨、計画の位置づけ、対象、期間を明らかにし、環境に配慮した生活を実践している社会、3Rや適正処理が定着している社会、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会の形成を、北海道らしい循環型社会の形成として目標に掲げまして、自然との共生や健全な物質循環の確保など、環境基本計画において考慮することとされている五つの将来像を計画策定の視点とするとともに、国の循環型社会形成推進基本計画を踏まえた施策展開を計画策定の視点として取り入れているところでございます。

第2章の現状と課題では、北海道を取り巻く社会情勢や環境等の状況、北海道における物質フローの状況を示した上で、施策の基本事項である3Rの取り組み、廃棄物の適正処理、バイオマスの利活用及び循環型社会ビジネスについて、現状と課題を明らかにしています。

第3章の施策の基本的方針と指標では、今申し上げました四つの基本事項に基づき、施策を展開することとし、計画の進行管理を行うための指標と目標値を設定しているところでございます。達成状況については、この後、資料4-2で説明をいたします。

第4章の各自治体に期待する役割では、道民、NPO・NGO、大学等、事業者、道、市町村の各自治体に期待される役割を示しており、第5章の道が講ずるべき施策では、四つの基本事項を総合的、計画的に推進する施策を明らかにしております。

第6章の計画の進行管理では、推進体制や進行管理の方法などを明らかにしており、進捗状況等については、北海道環境白書などで公表しているところでございます。

続きまして、めくっていただき、資料4-2をごらんいただきたいと思います。

達成状況については、本当に申しわけないのですが、現時点で全てのデータがまだそろっていないところで、現状で把握しているデータを示しております。今後整理して、なるべく早急に示してまいりますので、本日は参考としてごらんいただきたいと思っております。

まず、左側の区分欄が指標となる項目です。そして、計画の基準年度である平成14年度のデータ、それから、目標値として平成31年度とありますが、これは令和元年度でございまして、最終年度となります。さらに、今年度に対する直近のデータも示しております。

現状につきましては、それぞれの年度を入れてございます。平成29年となっているものは、一番新しいデータに更新されているところですが、それ以外の数字については、順次、新しいデータに更新しているところがございますので、今後、入れかわることを承知おきいただきたいと思っております。

続きまして、資料4-3をごらんください。

次期計画の策定に向けて、現状と課題を示しております。

本資料についても達成状況に係るデータがそろっておらず、現状把握しているデータを示しております。今後整理して示させていただきます。

右下4に策定ポイントとして、北海道らしい循環型社会の形成に向けた関連する計画等との整合性ある施策の推進、それから、目標値（指標）の再設定、そして、プラスチック資源循環の推進などを掲げておりますが、これらにつきまして本部会においてご議論いただきたいと考えております。

なお、2のこれまでの経過のところには指標のデータを載せてございまして、特記事項に下線を引いております。

説明は以上でございます。

○東條部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、質問、ご意見等があればお願いいたします。

今の4-3の現状について、特に注目すべきところはどこかということについてご説明いただくことはできますか。例えば、ここがまだ非常に問題であるとか、そういうことはありませんか。

○事務局（八川主幹） 今後、検証とご議論をいただかなければいけないところとしては、まず、2のこれまでの経過の下線を引いている一般廃棄物のリサイクル率がございまして。目標値を30%と高く掲げているところですが、平成28年度においては24.3%にとどまっております。

ただ、資料4-2を見ていただきたいのですけれども、基準年度の平成14年度において11.9%であったものが現在は24.3%ということで、伸びとしては努力されていると考えてございまして、この内容についても今後検証していきたいと考えております。

それから、産廃の最終処分量も平成31年度は57万トンと高い目標を掲げているところでございますけれども、平成28年度は71万トンにとどまっております。

これも、産廃最終処分量の平成14年度は154万トンで、半減以下となっております。これらについても、今後、検証、ご議論をいただきたいと考えてございます。

また、国がプラスチック資源循環戦略ということで、廃棄物の中のプラスチックの循環をより一層進めようと打ち出したところでございます。道におきましても、まずは既存施策を徹底することになってくると思いますが、これらについても引き続き努力が必要と考えているところでございます。

○東條部会長 ありがとうございます。

特に、平成31年度の設定値までの到達は難しいけれども、かなり頑張ってきている現状がありまして、その上で次の目標値をどうしていくべきか、実現できるのかという議論をしたいということですね。

○事務局（八川主幹） はい。

○東條部会長 ほかにいかがですか。

○石塚専門委員 実感的にもうちょっといっているのではないかと思っておりましたが、思いのほか、そんなに達成していないというのが一つの感想です。

この間、北海道は災害が結構ありましたが、災害のときのごみはこの中の数字に反映されているのかどうか、教えていただきたいと思えます。

○事務局（八川主幹） 災害廃棄物分については入ってございません。

一廃のリサイクル率ですけれども、平成28年度で北海道は24.3%と資料に示してございますが、同じ28年度の全国のリサイクル率は20.3%です。ですから、北海道は相当頑張っておりまして、順調に伸びているところでございます。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 補足しますと、全国のリサイクル率が20%程度ということですが、これは同じ傾向が5年くらい続いています。廃棄物の量が減りつつ、リサイクルの量がふえているという何かおもしろい現象で、全国的にずっと横ばいです。

北海道の場合は少しずつ上がりつつあるところですが、果たして、これ以降、目標である平成31年度の30%以上にもっていけるのかどうか、物理的にどうなのかというところが皆様方にご議論いただくポイントになると思っております。

○東條部会長 30%という値は上げ過ぎた設定と考えられると思えます。それがどういう経緯で決まったのかという議論もあるかと思えます。

皆さんには、ぜひこの辺を考えていただいて、下げるべきとか、こちらのほうが現実的などのようなご意見いただければと思います。

ほかにご意見はございませんか。

○古谷専門委員 私は、倶知安の田舎の出ですが、倶知安はリサイクル化率がすごくいい地域です。

きのうも自衛官の方と送別会をしたのですけれども、札幌市に住んでいる方と田舎に住んでいる方とで、札幌の収集は分類が二つですごく楽だが、こちらは大変だという話で盛り上がっていました。

やはり北海道の人口密集地の札幌圏や旭川圏がこれからどういう方向に進むのかによって、リサイクル化率はかなり変わると思いますので、そちらの研究もすべきだと思っております。

○東條部会長 ありがとうございます。

今、旭川市の話が出ましたけれども、旭川市はどういった現状なのでしょう。

○小池専門委員 旭川市は北海道内の自治体ですので、当然、北海道が掲げた目標に向かってやっていますが、現在の計画では、リサイクル率は30%を目指しています。

私どもの市も、今年度は一般廃棄物処理の基本計画が見直しの時期に来ておまして、きょうは資料を持ってきていないのですけれども、平成30年度のリサイクル率は22.2%だったかと思っております。

私どもも次の見直しのところでリサイクル率をどうしようかと考えています。というのは、リサイクル率という指標は、まだ分別がしっかりしていない時期に、いろいろな分別をどんどんふやして資源化できるものは資源化していこうということで、いい指標だったのです。

しかし、今は、分別の体系がある程度完成しております。かつてはリサイクル率を上げることが目標にしていたのが、これ以上分別をふやすと、分ける市民にとってもなかなか大変ということで、分別でリサイクルするのではなく、排出抑制をしていくべきだろうという話になっています。

これは、おもしろい現象で、排出抑制ということで、なるべくごみを出さない生活をしようとなったときに、最初に狙うのは、使い捨て製品などを少し見直そうという話になります。

でも、旭川市は非常にたくさんの量のプラスチックの容器包装を持っていますが、ノーレジ袋運動でマイバッグを持ちましょうという活動をする、プラスチック容器包装でゴミとして出てきた場合は、もうリサイクルしているので、これを出さないでくださいということになります。そうすると、排出抑制に効果はあるのですけれども、分子と分母の両方減ってしまうので、リサイクル率は下がってしまいます。

リサイクル率を下げるから悪いということではなくて、そういったものはどんどん減らしていきましょうという時代が変わってきています。ですから、リサイクル率を目標にするのはどうなのかというのももちろんありますし、そもそも、今後、これを目標として掲げていく時代なのかという感想を持っています。

ちなみに、旭川市は、これから第三者機関に諮問してご議論いただく場面を迎えますが、私どもは、目標値を設定するときにさまざまな施策を積み上げます。これをやって、この部分のごみを減らしましょうとか、こういった活動をやってこの部分はリサイクルとして資源化を推進しましょうということで、細かい施策を積み上げて、目標値をはじきます。

今の計画は5年前に見直したのですが、バイオマス、生ごみなどをメタン発酵させて、処理することを施策として積み上げました。それは、今回も議論の対象になるかもしれま

せんけれども、実際に生ごみのバイオマスの活用は、私どもの都市レベルだと費用的になかなか難しい面があります。メタンガスを取り出せばリサイクルにはなるのですけれども、取り出したメタンガスをどうするかというと、結局は、燃やして発電することが一番効率がいいという話になります。そうであれば、直接燃やしても変わらないのではないかとこの議論もあります。

今、旭川市は、ごみ焼却場の更新の計画を立てているところですが、メタン発酵に関しては行わない方針に決めましたので、これも私どものリサイクル率30%の達成を難しくしている要因になります。

やっていることは間違えていないはずですが、その時代時代でさまざまな施策を見直していく中で、リサイクル率を上げていくことが果たしてこれからの目標となり得るのかと個人的に思っているところです。

○東條部会長 ありがとうございます。

全く同感です。

例えば、札幌市内に拠点回収がたくさんふえています。マテックさんなどがやっておられる回収拠点に流れて自治体に排出されなくなっているものはかなりあります。私もアルミ缶などは回収に出さないで、全部拠点に持っていきます。

ほかにいかがですか。

○小林委員 産廃の排出量ですけれども、平成23年度が3,915万トンで、平成31年度の目標値が3,900万トン以下ですので、15万トンを削減するということだと思いますが、その辺の難易度がわからないので、教えていただきたいと思います。

3,915万トンから3,900万トンまでのマイナス15万トンというのは、目標としては少ないという感じがします。

また、平成28年度は実際に3,730万トンまで減っていますが、平成31年度に3,900万トンにした根拠はどういうことになっているのか、教えていただければと思います。

○事務局（八川主幹） それについては資料4-2を見ていただきたいと思います。

真ん中の排出量の欄に産業廃棄物とありまして、平成14年は4,106万トンになっていて、それを平成31年度の目標で3,900万トン以下にするということになっております。

平成23年というのはこの途中で、経済状況もあるかと思いますが、排出量の減が進みまして、現在の平成28年度が3,730万トンで目標値以下となっているところでございます。基準年度だったときの排出量はすごく多かったので、どんどん下がってきて、目標値を下回っているのが現状でございます。

○小林委員 そうすると、この平成23年度というのは、ある意味で中間的な部分の数字になるのですか。

○事務局（八川主幹） そうです。

○東條部会長 ほかにいかがでしょうか。

○矢島委員 私の場合は、基本的な用語の定義から伺わないと理解できないところがあります。

先ほどの小池専門委員のお話にあったリサイクル率とは何かということですが、例えば、ペットボトルなどのプラスチック製品は、回収してまたプラスチック製品になればリサイクルです。しかし、それを燃やして熱にしてしまう場合は、再生利用ではあるけれども、リサイクルではないという認識でよろしいですか。

リサイクルと再生利用は違うと私は理解しているのですが、間違いですか。

○事務局（八川主幹） ここで示しているリサイクル率は、国の一般廃棄物処理実態調査で使っている数字でございます。

まず、分子は直接資源化量で真っすぐに資源化できたものです。それから、中間処理後再生利用量は、中間処理施設再生利用でできたものです。そして、集団回収は、団体さんなどが集団的に段ボールなどを回収しているものでございますが、これを全部足したものが分子になります。

分母がごみ処理量で、ごみとして処理したものの総量で、プラス集団回収量となっているところです。この中には焼却量が入っていません。ごみ処理場で焼却して熱回収しても、リサイクル率の中には入っておりません。

○矢島委員 私の場合はこの定義自体がわかっていません。そういうものが多分たくさんあると思いましたので、例えば、先ほど用語解説が出ていましたけれども、そういったものを参考資料として示していただけると、議論の前提自体が変わってくると思うので、ご検討いただければと思います。

○東條部会長 ほかにいかがですか。

データに関しての単なるコメントですが、一般廃棄物は実態調査報告書からだと思えますけれども、産廃は推計からですか。

○事務局（八川主幹） そうです。

○東條部会長 これを例えば、最終処分量や実績値から積み上げるのはかなり難しいのですか。

○事務局（八川主幹） 長年課題になっているところで、今に至るまで実推計、実際の数字を出すのはなかなか難しいということで、推計調査にとどまっているのが現実でございます。

○東條部会長 理解しました。ありがとうございます。

○石塚専門委員 もう一つ確認いたします。

自治体が資源回収として集められたものは、サーマルもマテリアルもリサイクル率に入るのですか。

○事務局（八川主幹） はい。

○東條部会長 それでは、各自治体が資源回収ということで分けて回収した後に、マテリアル

アルとサーマルでリサイクルされるものがあつたとしたら、これも資源回収として集めた部分でのリサイクル率になるのですね。

○事務局（八川主幹） それは入ります。

ただ、町内会などで集めて、例えば、燃料をつくるとなると、それが再生利用という形になります。別回収として集めたけれども、処分するためにまちなどの焼却場で行ってしまったものは入っていないことになります。

○石塚専門委員 例えば、発寒清掃工場みたいに、熱回収をしているけれども、燃やせるごみということで処分されているものは、あくまでも焼却ごみということですか。

○事務局（八川主幹） そうです。

○東條部会長 ほかにいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○東條部会長 なければ、議題（４）の北海道廃棄物処理計画（第５次）の策定について事務局から説明願います。

○事務局（磯崎主査） それでは、北海道廃棄物処理計画の概要につきましてご説明させていただきます。

まず、資料５－１をごらんください。

この廃棄物処理計画といいますのは、廃棄物処理法に基づく法定計画でございまして、５年ごとに改正を繰り返しております。

廃棄物処理法に基づく法定計画ですので、法律で盛り込むべき事項が既に定まっております、その内容といたしましては、廃棄物の種類ごとの発生量や使用量の見込み、あるいは排出量や再生利用の現状、その適正処理に関する目標や目標達成のために必要な措置、不適正処分防止のための監視、指導といった事項を盛り込むこととされております。

また、一般廃棄物の処理に関しましては、広域的な処理や市町村間の調整、技術的な援助が都道府県の役割として必要であり、産業廃棄物の処理に関しましては、適正処理・確保に向けた処理施設確保の方策や施設整備に対して指導、助言などをすることを必ず盛り込むこととされております。

あわせて、国の基本方針に則して都道府県計画を策定することとされておりますが、この国の基本方針については参考資料をおつけいたしましたので、後ほど、簡単にご説明させていただきます。

先ほども申し上げましたが、北海道廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づく法的計画であることとあわせて、もう一つ、循環基本計画の廃棄物に係る個別計画、実行計画としての位置づけもございまして、循環基本計画にあります四つの柱、例えば、３Ｒの推進や廃棄物の適正処理、バイオマスの活用等といったことをそのまま廃棄物処理計画の中にも盛り込んでいく形になっております。

そういった中で、一般廃棄物、産業廃棄物、廃棄物系バイオマスにつきまして、目標や現状と将来予測を立てて、それを踏まえ、今後、道が講ずるべき施策を検討しているところ

ろです。

施策に対する達成状況を見るために目標を定めておきまして、その目標を点検しながら次期計画の策定に向けて進めていく形になっております。この進め方につきましては、循環基本計画と同じ形になっています。

今回は、期間が満了になります次期計画の策定になりますけれども、基本的に現行計画においても、法律で盛り込むべき事項が含まれておりますので、基本的な柱立てなどにつきましては、なるべく現行のものを生かした形で進めていくことを想定しているところで

す。この計画に基づき取り組みを進めてまいりますけれども、その達成状況につきましては、今回、資料5-2として達成状況一覧表をおつけいたしました。現状でまだデータがそろっておりません。今回は、いまだ算定中という形で記載されているデータが数多くあるため、詳しいご説明はいたしませんけれども、なるべく早急にデータを固めまして、まとめ次第、改めて委員の皆様にご提供させていただきたいと考えております。

また、次期計画策定に関しての課題については、先ほどもご説明いたしました。やはり産業廃棄物の最終処分量の低減や一般廃棄物のリサイクルの向上などを見ていければと考えているところで

す。最後に、本日、詳しい説明はいたしませんけれども、参考資料について若干紹介をさせていただきます。

参考資料は4種類おつけしております。

まず、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の概要です。

柱立てといたしましては、地域循環共生圏形成による地域活性化やライフサイクル全体での徹底的な資源循環などを将来像としております。また、北海道廃棄物処理計画の上位計画となっている北海道循環型社会形成推進基本計画との整合、調和などを図ることとしておりますので、国の循環計画の内容も廃棄物処理計画に盛り込んでいくことを考えているところで

す。続きまして、国の廃棄物処理方針との対応になります。

こちらにつきましては、わかりやすく概要を示した資料が見つからず、国の基本方針をそのまま参考資料としております。

国の廃棄物処理の基本方針につきましては、平成28年1月に出しておきまして、私どもが作成した廃棄物処理計画の現計画の策定後に示されたものです。そのため、処理計画には、全体的な策定の視点として国の計画の内容を盛り込んでいこうと考えているところで

す。次に、国の廃棄物処理施設整備計画の概要の参考資料についてでございますが、この施設整備計画は、先ほどお話しした厚めの資料の基本方針に則して策定しているもので、道の廃棄物処理施設整備計画にもその内容を反映することを検討していきたいと思っております。

また、概要の資料の中にも記載がございますが、地球温暖化防止という観点も入っておりまして、こういった部分も道の計画の中に反映できるか検討を進めていきたいと考えております。

最後に、ことしの5月末に国が策定したプラスチック資源循環戦略の概要を参考資料として添付しました。

2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制するとか、2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクルすることなどがマイルストーンとして掲げられております。

今後、道の計画においても、これらをどのように反映させることができるのか検討していきたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、北海道廃棄物処理計画の策定に向けた計画の概要についてご説明させていただきました。

○東條部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、ご質問やご意見等がありましたらお願いします。

私から質問いたしますが、先ほどの循環型社会形成推進基本計画の中と資料5-2にも指標がありますが、どこが違うかご説明いただけますか。全く同じものなのか、もしくは、幾つかの指標が同じように記載されていて、5-2の表でもっと細かく設定されているのですか。

○事務局（磯崎主査） 循環基本計画に定める指標と廃棄物処理計画に定める指標には、確かに同一の項目がございます。

ただ、循環基本計画に比べまして、廃棄物処理計画の指標のほうが適正処理あるいは排出抑制という部分で非常に細かく指標が設定されております。皆さんのお手元に冊子をお配りしましたが、42ページから43ページに循環基本計画で定める指標を記載しているところです。

また、廃棄物処理計画（第4次）につきましては、指標が一覧になっているものはありませんが、項目ごとに指標が並べられております。例えば、14ページは、章立てとしてごみ排出の抑制の項目になっていて、15ページの上に平成31年度目標というように、その項目ごとの指標が設定されております。これが各ページにわたり記載されているので、循環基本計画に比べると指標の設定は細かくなっております。

○東條部会長 ありがとうございます。

同じ項目については、同じ数値が使われているのですね。

○事務局（磯崎主査） はい。

○東條部会長 この部会で議論すべき指標については道がある程度練られていて、それについてこの部会の中で意見を出し合うことが私たちの作業ということでよろしいですか。

○事務局（磯崎主査） はい。

○東條部会長 わかりました。

ほかにかがですか。

○古谷専門委員 目標の達成はいいのですけれども、道として、その方法についてこういう方向でいきたいということなどはありますか。

○事務局（八川主幹） すごく広い話でございまして、私どもはもともと循環利用を進めていきたいと思っております。先ほど委員からご意見をいただいておりますけれども、まずは、3Rの中のリデュース、リユース、リサイクルのところで排出量を減らすことに重きを置いていきたいと考えてございます。

○古谷専門委員 今、バイオマスの関係などは、時代の流れでいろいろな研究をされていますが、目標を達成するため具体的なものなどはないのですか。

例えば、これからはプラスチックが問題になってくると思いますが、そのときに、ただ困った、困った、やれどうするのだということではなくて、道として、こういう場合は、こういう方向づけでいくというものがなければいけないと思いますが、いかがですか。

○事務局（八川主幹） バイオマスについては、従来から循環の計画の中にバイオマスの項目立てをして進めようとしているところではございますけれども、現実にやろうとした場合、まず、コストの問題が出てきます。

先ほど、小池専門委員も言われていましたが、実は発酵させても量は減らないのです。ガスは出るのでございますけれども、量は減らないということで、減量にはなかなかつながりません。例えば、消化液の有効利用ができないと、ごみはごみの量としてそのままになってしまいますので、トータルで考えてかないとなかなか難しいところがあります。

それから、プラスチックの問題につきましても循環利用を考えなければいけません。先ほど温暖化の問題が出ていましたが、個別のものについては、コストも含めてトータルで地球に優しい処理になるのかという点で考えなければいけないので、それをベースに検討していきたいと思っております。

○古谷専門委員 せっかくの委員会ですので、将来に向かってこれからどうしていくのかというものが計画の中にあればよいと思っております。

過去の数字をただ追っていただくだけではなく、例えば、プラスチックでしたら、RPFをつくってそれを燃料にして雪を解かすとか、電気にするということがあつての計画だと僕は思いますが、それがなく、結果をただ羅列してこうだというのであれば、効果がないような気がします。

難しい話だとは思いますが、私の立場から言わせていただくと、具体的に、こういう方向でアクションを起こしてくれと言われたほうが取っつきやすいです。

○石塚専門委員 北海道廃棄物処理計画の15ページの平成31年度目標を眺めていたら、1人1日当たりのごみの排出量が940グラムとなっております。まだこんなに出ているのかと思っていたのですが、その下の欄に、家庭から排出するごみの量が書いてあったので、私の勘違いだとわかりました。

これはあくまでも、事業系の一般廃棄物も含めた形の1人1日当たりの量ということで

すね。これを見てようやくそうかと理解できたのですが、多分、私みたいにぱっと見て、まだそんなに家庭から出ていたのかと勘違いする人もいるかもしれません。

家庭の中で努力する部分は一人一人の努力でできるのですが、事業系の部分になると、私たち一人一人が直接的にどうやって頑張ればいいのかというものがありません。

今は、事業系のごみ処理量が相当上がってきているので、事業系のごみ排出については、かなり敏感になって、出さないような努力をされていると思います。

しかし、私たちの手の届かいところでは、食品ロスなどでまだまだ大量に事業系のごみが出ています。そのような意味で、目標の対象や行動的なものをもう少し明確にしていかないと、1人1日当たりのごみ排出量は940グラムですとぽんと出ても、ぴんとこないのではないかと思います。

○東條部会長 ありがとうございます。

資料5-1の左側に現状があり、右側には将来の目標が書かれていまして、その真ん中に何をすることが書かれています。そこに、今の石塚委員の意見であれば、一般廃棄物の事業系に特化した戦略などが必要ということになります。

また、古谷専門委員がおっしゃるのは、国の資料にありましたプラスチック資源循環戦略や廃棄物処理施設整備計画などを盛り込んで、真ん中にそれらについて何らかの記載をしなければいけない。例えば、プラスチックに関してなら、道でつくった案や我々の中でも出された意見を案としてまとめて、必要であればそれを入れていくという理解でよろしいですか。

○事務局（八川主幹） はい。

○東條部会長 ほかにいかがですか。

○矢島委員 3Rについて、一言、述べたいと思います。

3Rという言葉は、これからも使い続けていこうと思いますが、私ども消費者協会の事業計画では、今、4Rという言葉を使っておりまして、「リフューズ」断る、拒否するという言葉も入れています。3Rの中身もかなり細分化されてきて、今では10個以上のRがあります。

私は、必ずしもそうしてほしいというわけではなく、3Rがだんだん進化しているので、今までのような3Rの運動ではなくて、もっともときめ細かい3Rをしなければいけないと思います。

レジ袋をもらわないというのはリデュースということになるのでしょうけれども、むしろリフューズという意味合いが強いわけです。ですから、これから運動を展開していくためには、3Rの中身をかなりきめ細かくして、具体的なやり方等を含めて考える必要があります。

つまり、従来どおりのままでやるのではなく、もう少し進化してほしいという意見です。

○東條部会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

○小林委員 私の資料の読み込みや理解がまだ不足しているかもしれませんが、先ほど、古谷委員がおっしゃったことは非常に重たいご発言だと思いました。

確かに目標はあるのですが、「HOW」ですね。具体的にどのようにこの目標を達成していくのかということがなかなか読み込めず、その部分がまさに一番大切なところではないかと思います。

例えば、家庭用のごみをこれだけ減らそうとしたときに、どうやれば減らすことができるのかという具体的な手法まで提示して、皆さんはこれでやってくださいということで初めて目標に近づいていくというイメージがあります。

そこは余り意識していないといいますか、作り込みのところで考慮されていないのですか。もしくは、私がわからないだけで、どこかに載っているのですか。

○事務局（八川主幹） 実は、現計画の中でも、例えば、リサイクル関連産業についてのさまざまな施策や循環条例に基づく補助制度がありますが、それらを活用されているところには書いてございます。

ただ、プランについては、例えば、決め打ちで具体的なものを書いて、それで本当にうまくいくのかということも検討しなければいけません。完全に確定していなければ、現在書ける範囲の方向性までしかいけないと思います。そこら辺は、これからの検討によると思います。

○小林委員 やってみて成功するものだけということはないと思います。やはり、トライアル・アンド・エラーで、こういうことも試みたけれども、最終的にうまく目標に近づけなかったから、施策として失敗したということにはならないと思います。

ですから、例えば、北海道に住む一般の家庭の方が、実際にどういうふうになれば減らしていけるのかという参考になるものを示したほうがいいのではないかと思います。その方法は、必ずしも全ての個々の家庭にフィットするものではなく、ここは違うという部分もあると思いますので、参考事例のようなものはあったほうがいいと思います。

これは、産業界や事業者の部分でも、参考になるものがあれば、恐らく取り入れると思います。

○事務局（八川主幹） ご意見ありがとうございます。

各家庭のご事情もありますし、一般廃棄物になると各市町村の事情も出てきますが、市町村では可能なものがありますので、方向性などは出せると思います。

それから、事業系についても、一般論ではありますけれども、現状に満足することなく、まず、何ができるか、どう分けられるかという問題提起が今は必要だと思います。

今、マスコミ等でも汚れたプラごみなどが非常に話題になっていますが、中間処理のところの一方向的に何とかしろといっても、もう限界に来ていると思います。ですから、排出者の方に何ができるかということについて、何かを出していければと考えたいと思います。そこら辺はいろいろな状況がございますので、可能なところで考えたいと思います。

○東條部会長 国も循環型社会推進基本計画を立てて、リニューアルしながら進めていま

す。その中に数値目標がありますが、具体的にそれをどう実現するかということは書いてありましたか。それは、方針レベルにとどまっていたようにも思えるのですが、そうであれば、我々がそこをどこまで書けるのかということがあります。

もう一つは、各都道府県が循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理計画を同じようなつくりで作成しているとすれば、彼らにも目標値があって、それを実現するための方針なり施策なりを書くと思います。どのくらいの都道府県の計画が、その辺に踏み込んだ書き方をしているかということ参考になるかもしれません。

それはもう調べられているのですか。

○事務局（八川主幹） これから詳細を調べたいと思います。

○東條部会長 ほかにいかがですか。

○阿賀専門委員 ことしの3月に環境省から一般廃棄物処理施設、資源化施設も含む施設の広域化、集約化計画の策定を目指す通知が出されましたが、これについてはこれから検討されると思いますけれども、こちらの処理計画とリンクさせることは考えていらっしゃるのですか。

○事務局（和田主幹） 環境省の通知がことしの3月に出ましたが、国ではもともと平成9年にダイオキシン対策で広域化計画を始めたところでございまして、我々は、それに基づき、平成9年に広域化計画を定めています。北海道を35の地域に分けて、ブロック割りをして広域化を進めておりますが、それから20年以上が経過しております。

そのようなことに加えて、国の通知もあることから、北海道の計画そのものについては、今後、国の方針に沿って新たな集約化を目指していくことを考えております。

今は、当時と違いまして、人口減少化の下でどういうふうによく処理していくかということがあります。もっと言えば、継続的な処理を実現するためにはどうしていくか、あるいは、CO₂対策をどのようにしていくかということ主眼に集約化を進めていくこととしております。また、集約化によって、処理費用の節減や二酸化炭素排出量の削減なども目指しているところがございます。

そういった意味で、道としては、そういう形で進めていくこととなりますので、目標値である排出抑制量に直接響いていくものではないと考えてございます。

○東條部会長 ほかにいかがですか。

○石塚専門委員 こちらの廃棄物処理計画の61ページを見たら、1人1日当たりのごみ排出量の分布図ということで、平成24年度の各自治体の様子が書かれています。

先ほど古谷専門委員もおっしゃっていましたが、札幌と旭川は、「排出量が全道平均以下の市町村」になっています。また、グレーの「排出量が多い20市町村」を見ると、人口が多いところもあればそうでないところもあり、いろいろなことが見えてきます。

先ほども言いましたように、最近、北海道は観光客がとて多く、事業系の一般廃棄物がふえている一つの理由になっています。

我々道民の生活から出る量だけではなく、観光客から出る数字がこの中に入ってくれば、

削減のターゲットが変わってきます。また、これをつくったときの北海道の経済状況は、今と違ってきていますので、戦略も変わってくると思いますが、それがまず1点です。

もう一点は、私はこのような立場ですが、一主婦としては、一生懸命頑張っているのになぜ数字が伸びないのだろうと考えます。ですから、観光や事業系のごみが入っているのであれば、道民が頑張っているところをもう少しきちんと示してあげなければ張り合いがないと思います。これは感想です。

それから、一般廃棄物の中で一番ウエートがあるのは食品廃棄物です。これを生ごみと言っているのかわかりませんが、食品ロスがあります。

きのう、バイオマスの勉強会のセミナーがありまして私が発表しましたが、各家庭からは平均で2割の食品ロスが出ていまして、それらはまだ食べられるものや食べ残しです。暮らしの見直しをするだけで軽く20%はごみを減らせることができますから、徹底的に啓発してターゲットを大きくすると思います。

それから、私の知り合いは、アルバイト先のおすし屋さんで、まだ賞味期限があるのにどんどん捨てなさいと言われるので、もったいないという話をします。それはお店側の都合なのか、お客様に出すためには賞味期限の3日くらい前には捨てなければいけないということで、実際にそういうことが行われているということです。私はその話を聞いて、事業系の方たちの協力なしにこの目標は達成できないと感じました。

そのようなことについて、古谷専門委員がおっしゃったように、もう少し細かい形で具体的に精査されるといいかと思いました。感想も含めて申し上げます。

○事務局（八川主幹） まずは、分析をしてみます。

家庭系のごみ排出量は60ページの表には出ているのですが、グラフにはなっていないので、そういうところも見直してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○東條部会長 ほかにいかがですか。

○小池専門委員 基本計画の大きな目標について考えているので、余り参考にならないかもしれませんが、今、事業系のごみの話が話題になったものですから、余談になりますが、旭川市の状況についてお話しします。

旭川市の家庭ごみは、人口が減ってきていることもありまして、減少傾向です。1人当たりの排出量も横ばいで、減ってはいませんが、皆さんが努力を続けられているという感想を持っています。

ところが、事業系ごみがここ数年はふえています。景気がよくなって企業活動が活発になったわけでもないのになぜだろうと不思議だったので、一般廃棄物の収集運搬の許可業者との意見交換のときに、旭川市は、最近事業系ごみの伸びがすごいけれども、これは一体どういうことかと聞きました。すると、実は事業者のごみではなく、家庭から出ているごみだということがわかりました。

どういうからくりかといいますと、契約をして一般廃棄物の収集運搬契約を結んでいる事業者の数はふえていないけれども、ひとり暮らしのお年寄りが施設に入るときやお亡く

なりになったときに、家財道具を全部処分することで収集するごみが、高齢化社会が進んでいる時代を反映して、特にふえているということです。

我々はもちろん一時的に多量に出るごみについては、集積場に出さないで、自分で搬入するか、一般廃棄物の収集運搬許可業者に依頼して運んでもらってくださいと指導しています。しかし、この一般廃棄物の収集運搬許可業者に依頼して家財道具を処分すると、許可業者が搬入したごみということで、カウントとしては事業系ごみになるというからくりがあります。

言われてみれば、特にふえている事業系ごみは直接埋め立ての燃やせないごみで、その正体は何かというと、大半が家財道具を処分するときの粗大ごみです。これが事業系ごみの増加の一つの要因になっています。

我々は、要因になっていることがわかったので、そこを何とかしなければと思っているのですが、いい方法がありません。先ほど、リフューズの話がありましたけれども、もう既に家の中にあっただけでずっと使っていたものなので、家を処分するときには、当然出てきてしまいます。予備軍として各ご家庭にあるので、今からリフューズすることもできないので、本当に時代を反映していると思っています。

ここ最近、旭川市の人口は減っていたのですが、世帯数に関しては、核家族化が進んでいることもありまだ伸びていました。今もその兆候は出始めていますが、世帯数も下がってきます。そうすると、これからも高齢化社会は続くでしょうし、家財道具の処分による一時的な多量ごみについては、今後も増加の一途をたどっていくのではないかと思います。

だから、こうしましようという案がなくて申しわけありませんが、これから計画をつくるときに、総排出量についてこういった部分が影響してくるということを参考までに述べました。

○石塚専門委員 私がもう一つやっている北のごみ総合研究所の事業では、9月に空き家対策セミナーを3回連続で開催します。

この空き家対策セミナーを開催するきっかけになったのは、北ごみですから、廃棄物を減らすことで取り組みました。でも、今、小池専門委員がおっしゃったように、お亡くなりになったときや住みかえをしたときに、家を処分するまたは片づけるときに出てくるごみについて札幌市さんに相談に行ったら、これは空き家だから建設局になるので、環境局では扱えないと言われてしまいます。いや、ごみでしょうと言っても、石狩市も、当別町もそういう答えでした。空き家になると、環境局ではないと断るのはいかなものかと感じております。

こういうセミナーでは、元気なうちに分けておいてステーションに出すと、お金がかからないしと、きちんと分別もできるし、リサイクルもちゃんとできると言っても、高齢者になると片づけることもできません。また、お亡くなりになったお子さんがまだ現役であれば、家を片づける時間がとれず、お金をかけて一気に業者に片づけさせてしまうので、悪循環になります。

ですから、今おっしゃっていた高齢化社会に向けた新しい問題の一つとして、家を処分するなどの方向を盛り込んでいくといいと思います。

以上です。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 残置したものについては、一般廃棄物として処理することは当然ですが、空き家対策については、数年前から国レベルでいろいろと検討されていまして、どこが主体となって検討しているかといいますと国土交通省になります。そういうことがあるので、環境や廃棄物の観点で物を言えないということになると思います。

ただ、我々北海道庁の職員は実際にごみ処理をしておらず、計画を立てたり、全道の市町村のいろいろな施策を集めて一つの計画として作り上げています。ですから、正直言いまして、小池専門委員や石塚専門委員の生の話を聞いて、そういう実態があることを初めて知りました。

小池専門委員がおっしゃったとおり、それぞれの市町村の計画があって北海道としての計画が成り立つ、大きな計画をつくるというのが我々の目標ですから、具体的にわからないことが結構多いので、その辺については、調べていながら委員の皆様方に資料を提示して進めていきたいと思います。

○石塚専門委員 減らすということでどんな計画を立てていくか、どんな政策または目標をもっていくかというときに、そういったことを反映した方向性を道から出していただくと、各市町村、自治体の方たちが動きやすくなると思います。特にごみの担当の方がその部署で扱いやすくなる環境になればいいと思います。

「空き家」という名称がつくだけでアウトだということです。だから、「空き家」とつけないでくださいと言われました。そうであれば参加する人はわからないという話になるので、そこは連携していただいて、コミュニケーションをとっていただきたいと思います。

○事務局（梶川循環型社会推進課長） わかりました。

○東條部会長 貴重な情報をどうもありがとうございました。

現状の把握という点でも、できるだけ詳しいところまでさかのぼって、それをぜひ戦略や方針に関連づけられるように試みていただければと思います。お願いします。

ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○東條部会長 それでは、もし他にご意見がありましたら、今月いっぱいをめどにメールなどにより事務局へお知らせください。また、事務局は、各委員の意見を踏まえて、本日整理した考えなどにに基づき、基本計画及び処理計画の策定作業を進めてください。

本日予定しておりました議題は以上ですが、委員の皆様から何かご発言はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

5. その他

○東條部会長 それでは、事務局から連絡事項等はございませんか。

○事務局（八川主幹） 第2回目の部会でございますが、9月下旬を予定しております。

日程につきましては、改めて事務局よりご連絡の上、調整させていただきます。よろしくお願いたします。

○東條部会長 それでは、議事が終了しましたので、事務局にお返いたします。

6. 閉 会

○事務局（梶川循環型社会推進課長） 東條部会長、どうもありがとうございました。

これをもちまして、令和元年度（2019年度）第1回北海道環境審議会循環型社会推進部会を終了させていただきます。

本日は、ご多忙の中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。今後ともよろしくお願をいたします。

以 上